

日本商品先物取引協会 会報

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

2017.1 VOL.17



日本商品先物取引協会

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

目 次 (2017.1 VOL.17)

I 巻頭挨拶「平成29年 年頭所感」 日本商品先物取引協会 荒井 史男 会長	1
II 主務省寄稿「平成29年 年頭所感」 農林水産省 食品流通課 商品取引室 石黒 裕規 室長	3
経済産業省 商取引・消費経済政策課 戸邊 千広 課長	4
III 寄稿「総合取引所の実現はなるか～商品先物市場の活性化に向けて～」 明治大学法科大学院 河内 隆史 専任教授	5
IV 会員の内部管理責任者等に関する研修について	7
V 平成28年の相談状況及び苦情・紛争処理状況 について	10
VI 日商協「相談・苦情・紛争仲介リーフレット」の作成、配布について	13
VII 平成27年度（平成28年3月期） 国内商品市場取引を行う会員29社の業務状況	14
VIII 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について	17
IX 統計資料等	
1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	27
2 店頭商品CFD取引の状況	28
3 登録外務員数の推移	30
4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	31
5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	31
6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	32

I. 巻頭挨拶

平成29年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

会長 あら い ふみ お 荒井史男

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、6月23日のイギリスのEU離脱の賛否を問う国民投票では離脱派が勝利し、11月8日のアメリカ合衆国の大統領選挙ではトランプ氏が次期大統領となり、11月30日のOPECでは8年振りに原油の減産に合意しました。これらのニュースは為替、株式、商品の価格を変動させる要因となり、特に大統領選挙後はトランプ氏の経済政策に対する期待感もあって、円安や株高が進みました。株式会社東京商品取引所でも、東京ゴールドスポット100（金限日取引）が11月14日に、ドバイ原油が12月12日に上場来最高の取組高を記録するなど、平成28年の国内商品市場の出来高は1割程度の増加となりました。

しかしながら、我が商品先物取引業界は未だ厳しい状況にあります。株式会社東京商品取引所でも、経営上厳しい状況が続いており、収支の改善を図るため、引き続き市場活性化及び経費削減に取り組むものと承知していますが、現実的な選択として平成21年以来の定率参加料の引き上げも十分想定されるところです。

日商協としては、商品先物市場及び商品先物取引業界の活性化を支えるためにも、日常の業務を着実に進めることにより、商品先物取引に対する社会的信頼を得ることが重要であると考えます。それとともに、こうした業界の厳しい状況に鑑み、会員の負担を軽減する努力を重ねていくことも重要であると考えます。他の業界団体とも連携し、事業及び経費の見直しを行って効率的な運営に努めていく所存です。

平成24年から会員のコンプライアンス体制の確立に取り組んで参りましたが、次のステージとして昨年7月1日に内部管理責任者制度を導入しました。

この内部管理責任者制度は、取締役社長等をトップとし、内部管理総括責任者の下に、営業単位の内部管理が的確に行えるよう内部管理責任者を配置することを基本に、個人顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務にあっては、その営業単位の長を営業責任者として配置するものです。そして、内部管理責任者には「営業活動が法令諸規則に準拠し、適正に行われているか常時監視する」ことが、営業責任者には「法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、営業活動及び顧客管理が適正に行われるよう指導、監督する」ことが求められます。

このように内部管理責任者制度は、会員が自らの手で常に問題を拾い上げ、その改善策を検討し、それを実行し、その実行状況をモニタリングすることにより、自助努力の効果をあげていくことにも繋がります。

そこで、本年1月に「会員の内部管理責任者等関する規則」が全面施行され、7月には導入か

ら1年となりますので、会員各社の実施状況等に関してフォローアップを実施し、この制度の定着を図ります。

また、本会には、定款及び自主規制規則に基づいて会員から種々の届出のほか、委託者等から問い合わせや苦情、紛争に関する申出があります。これらの情報を適宜モニタリングするなどにより、会員とのコミュニケーションの機会を増やし、より柔軟な自主規制活動の実施を目指します。

今年は酉年ですが、「申酉（さるとり）騒ぐ」との相場格言によれば、昨年に引き続き、今年も活発な動きになることが予想されます。前述したとおりイギリスのEU離脱問題、1月20日に就任するトランプ大統領が選挙公約をどこまで実行するかなどの国際情勢に加え、株式会社東京商品取引所が3月に上場を予定している白金の限日取引、8月に試験上場の期限を迎える大阪堂島商品取引所のコメ先物取引など注目すべき事柄があります。

平成29年が、商品先物取引業界の活性化に向けた飛躍の年のスタートとなることを強く期待いたします。

最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

平成29年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局 食品流通課
商品取引室長 いし ぐろ ひろ のり
石 黒 裕 規

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、これまで会員に対する指導や監督、苦情や紛争等の解決に真摯に取り組んでこられ、また、会員の皆様におかれましても、協会のこうした取組に御協力いただいております。その結果、近年、苦情や紛争の件数は大きく減少しております。このことについて皆様に深く感謝申し上げます。

昨年の商品先物市場を振り返りますと、大阪堂島商品取引所において新潟県産コシヒカリの取引が開始され、東京商品取引所において新システムが導入されるなど、利便性の向上、活性化に向けた取組が進められた一年でした。協会及び会員の皆様におかれましては、こうした取組を踏まえ、引き続き、外務員の資質向上や、顧客に満足いただけるビジネスの展開に向けて取り組んでいただきたいと思います。

政府におきましては、昨年11月、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂を行いました。新たに盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」においては、農産物の流通・加工構造の改革などを進めることとしております。このような中、農産物先物市場における公正・透明な価格形成や、価格変動の影響の軽減などに対する期待が高まるのではないかと考えております。

平成23年に改正商品先物取引法が施行され、早6年が経ちました。この間、商品先物取引業者数の減少等、商品先物取引業界を取り巻く環境は大きく変化しております。このような中、多くの会員の皆様が許可の期限を迎え、更新申請のあった皆様においてはその更新がなされたところ です。

会員の皆様におかれましては、引き続き、委託者保護に配慮した取組を進めていただき、先物市場のイメージ向上、信頼性の高い市場環境の整備に向けてお力添えを頂きたいと思 います。農林水産省といたしましても、皆様とコミュニケーションをとりながら先物市場の活性化に向けて長期的な視点に立って取り組んでいきたいと思 います。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸を祈念申しあげまして、新年の挨拶といたします。

平成29年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ
商取引・消費経済政策課長 戸 邊 千 広

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、商品先物取引行政にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、これまで、自主規制の確立・徹底、苦情・紛争の解決及び外務員の研修・登録等の業務を着実に推進され、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、会員企業のコンプライアンス体制の確立、苦情・紛争件数の減少に多大な貢献をしてられました。

また、会員企業におかれましても、現下の厳しい状況の中、自主規制への対応、ビジネス環境の変化に対する不断の経営改善に努力してられました。

関係各位のご尽力に対しまして、改めて敬意を表します。

昨年の国内外の情勢を振り返りますと、日銀によるマイナス金利導入に始まり、英国のEU離脱決定、米国の次期大統領選、更にはOPECによる原油の減産合意など、国内外の金融・商品市場が大きく動いた年でした。

商品先物市場は、こうした世界経済の動向に伴う商品価格の変動リスクを回避するヘッジ機能、需給を反映した公正な価格形成機能、また、現物を売買する商品調達機能を有するなど、我が国の産業インフラとして重要な役割を担っています。電力やLNGといった新たなエネルギー商品の先物市場の整備により、エネルギーコストの低減及び安定化を図ることも重要な課題です。

昨年の我が国商品先物市場の取引高は、金や原油が好調など、2年連続で前年に比べて10%以上増加しました。

そのような中、商品先物市場の一層の活性化のためには、委託者が安心して商品先物取引を行える環境作りが不可欠であり、信頼性の高い商品先物取引業界を官民一体となって築き上げる必要があります。

日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様におかれましては、委託者保護と商品先物市場の活性化の両立を実現するため、会員企業のコンプライアンス体制の確立に向け更に前進いただくとともに、苦情・紛争の解決等に対し、これまで同様ご尽力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様のご健勝とご多幸、並びに商品先物市場の益々の発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

総合取引所の実現はなるか ～商品先物市場の活性化に向けて～

明治大学法科大学院専任教授 ^{かわ}河 ^ち内 ^{たか}隆 ^し史

(日本商品先物取引協会理事)

2012年に金融商品取引法が改正され、総合取引所が制度的には可能となった。すなわち、金商法2条24項の「金融商品」の定義に、商品先物取引法に規定する商品のうち、当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものが追加され、当該商品に係るデリバティブ取引を金融商品取引所の市場で行うことが認められた。これに伴って、証券会社が商品関連市場デリバティブ取引の媒介・取次ぎ・代理等を行えることや、商品関連市場デリバティブ取引への取引参加資格が与えられた業者は金融庁の監督に服すること、金融庁と農林水産省・経済産業省と連携することが定められた。

海外の取引所では、商品先物を含めた幅広いデリバティブをも扱う「総合取引所」化が急速に進んでいる。その理由としては、国境を越えた取引所間の合従連衡が相次ぎ、幅広い商品展開が可能になっているとともに、現物株取引の手数料収入や取引高が低落傾向にあるのに対し、高度な金融技術を駆使したデリバティブ取引は取引所にとって収益性が高く、発展性が大きい分野ととらえられていることがある。日本でも第1次安倍晋三政権時代の2007年に政府の経済財政諮問会議で総合取引所構想が提言され、民主党政権下の2012年に改正金商法が成立したが、いまだにその実現の気配は見えず、世界の潮流から完全に取り残されている。第2次安倍政権の「日本再興戦略」では、「総合取引所を可及的速やかに実現する」という文言が盛り込まれ、今年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」でも引き継がれているが、具体的な動きは見えない。

取引所の意義については、金商法も商先法も、第1条で「国民経済の健全な発展」をその一つに挙げており、ナショナル・センターとしての重要性が強調されていた。日本では、周知のとおり、大阪堂島の正米市場が世界で最初の先物取引市場としてスタートし、幕末から明治初頭の混乱の中で、堂島米会所は政府によりいったん廃止されたが、まもなく定期取引市場が再開され、その後、統一的な法制度の要請から、米商会所条例、株式商会所条例、ベルリン取引所規則を範とした取引所条例（いわゆるブルース条例）を経て、1893年に取引所法が制定された。ドイツでは、1870年にドイツ帝国が成立し、統一的な取引所法制の確立が重要な課題となり、経済の中央集権化に反対する農業経営者、商人、銀行、諸都市の抵抗にもかかわらず、1896年にドイツ取引所法を制定し、証券と商品の統一的な法制度は今日でも一応維持されている。それ

に対し、戦後の日本では、経済民主化政策の過程で、SEC（証券取引委員会）とCFTC（商品先物取引委員会）という証券と商品の二元行政をとるアメリカ法に倣って、大蔵省（現財務省）を主務省とする証券取引法（現金融商品取引法）と、通商産業省（現経産省）と農林省（現農水省）を主務省とする商品取引所法（現商品先物取引法）に別れ、多元行政に服することとなった。

総合取引所化の目的は、複数の分野にまたがる商品・金融商品の組成や取引システムの共通化のはずである。しかし、従来通り、金融商品取引所は金融庁、商品取引所は経済産業省や農林水産省の規制・監督を受けるということであれば、規制がより複雑化し、総合化の効果は半減してしまう。取引所間の国際競争がますます激しさを増す中で、巨額の投資マネーを呼び込むために、デリバティブを中心に総合取引所化を図る流れが世界的に加速している。総合取引所化をすれば、日本の商品先物市場や金融商品市場が直ちに活性化するとは言えないが、このまま何の対策も講じないでは完全に埋没してしまう。経済産業省と農林水産省に本格的な商品先物市場の活性化策を期待したい。

IV. 会員の内部管理責任者等に関する研修について

内部管理責任者制度は、本年7月1日に会員の内部管理責任者等に関する規則及び「会員の内部管理責任者等に関する規則」に関する細則が施行されてスタートしたものです。

この制度では、会員は内部管理総括責任者を任命するとともに、自社の組織状況及び取扱業務量等を勘案して営業単位を定め、内部管理責任者を任命、配置することを基本とし、個人顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務にあつては、営業単位の長を営業責任者として任命、配置することになります。

内部管理責任者及び営業責任者については、本会が実施する内部管理責任者等資格研修の受講修了者が資格要件となります。一方、内部管理総括責任者については、内部管理を担当する取締役又はこれに準ずる者となりますが、本会が事業年度ごとに実施する内部管理総括責任者等研修を受講する必要があります。

1. 内部管理責任者等資格研修

内部管理責任者等資格研修は、内部管理責任者及び営業責任者が登録外務員に対する指導等を職務とするとの観点から、実践的な知識の習得を目的としています。

◆ 平成28年度内部管理責任者等資格研修開催日程一覧

開催日	地区	開催会場	受講社数／受講者数
1 8月25日(木)	東京①	㈱東京商品取引所セミナールーム	31社／68名
2 8月30日(火)	東京②	㈱東京商品取引所セミナールーム	29社／57名
3 9月29日(木)	名古屋①	名古屋会議室錦店第3会議室	10社／17名
4 10月22日(土)	東京③	㈱東京商品取引所セミナールーム	16社／71名
5 10月27日(木)	大阪①	大阪堂島商品取引所6階大会議室	15社／35名
6 11月27日(日)	福岡①	博多バスターミナル第5ホール	8社／24名
7 12月10日(土)	東京④	㈱東京商品取引所セミナールーム	14社／51名
8 12月17日(土)	大阪②	大阪堂島商品取引所6階大会議室	15社／50名
9 (予定)平成29年2月20日(月)	東京⑤	㈱東京商品取引所セミナールーム	
4地区9回開催			48社／373名

(注) 網掛け部分はすでに開催済みです。

◆ 内部管理責任者等資格研修の内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（10 分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理責任者及び 営業責任者の役割について（80 分）	事務局（研修登録担当）
第二部 演題：商品先物取引業者における内部統制システム の構築について（90 分）	川戸淳一郎法律事務所 弁護士 川戸淳一郎 氏
効果測定／レポート作成（30 分）	事務局

川戸淳一郎法律事務所の川戸淳一郎弁護士には、演題「商品先物取引業者における内部統制システムの構築について」により、従来から対面取引における違法要素を原因として提起されてきた訴訟を前提に、不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反の各違法主張要素が内部統制システムとどのような関連性を有するかを整理することの重要性について、ご講演いただきました。



（写真は川戸弁護士）

2. 内部管理総括責任者等研修

内部管理総括責任者等研修は、内部管理総括責任者の職務が内部管理責任者及び営業責任者を総括・管理するとの観点から、リスク・マネジメントを含めた実践的な知識の習得としています。

平成 28 年度の総括責任者等研修は、去る 9 月 21 日に開催し、内部管理総括責任者 47 名（うち、代理出席 6 名）、本規則第 13 条第 2 項に規定する会員の内部管理責任者及び営業責任者 14 社 25 名が受講しました。

◆ 平成 28 年度 内部管理総括責任者等研修

開催日	開催会場
9 月 21 日（水）	TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンター ホール 2 A (東京都中央区八重洲 1-2-16)

◆ 内部管理総括責任者等研修の内容等

内 容	担 当
スケジュール説明、開会挨拶（10 分）	事務局
第一部 内部管理責任者制度における内部管理総括責任者の役割について（60 分）	事務局（研修登録担当）
第二部 日商協の内部管理責任者制度に期待すること（60 分）	経済産業省商品取引監督課 商取引監督官 矢島康德 氏
「アンケート」実施（10 分）	事務局



（写真右側は矢島商取引監督官）

文責：児玉

V. 平成28年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成28年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成27年（前年）との比較を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分		平成 28 年	平成 27 年	対前年 増減
相談（問い合わせ）		323	399	－76
苦情		8	17	－9
紛争仲介		11	27	－16
	苦情から紛争仲介に移行したもの	(4)	(6)	(－2)
	紛争仲介に直接申出されたもの	(7)	(21)	(－14)

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 協会では、次に掲げる相談に応じること、苦情及び紛争の解決を行うことはできません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者の取引に係るもの

(1) 受付件数

相談受付件数は323件で、月間平均件数は26.9件でした。前年（399件）との比較では76件の減少（－19.0%）となりました。月別では4月に37件と最も多くの相談が寄せられました。

(2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が54件と最も多く、次いで「商品先物取引の仕組み・制度について」が26件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が19件、「勧誘に関するもの」が15件、「売買に関するもの」と「インターネット取引に関するもの」が各12件と続いています。

《相談》

（単位：件）

平成 28 年													平成 27 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
24	22	26	37	19	27	27	30	30	21	33	27	323	399

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(1) 受付件数

苦情受付件数は8件で、月間平均件数は0.7件でした。前年（17件）との比較では9件の減少（－52.9%）となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が6件で全体の75%を占めました。

また、「不当勧誘類型」の内訳は、「断定的判断の提供」が5件、「執拗な勧誘」が1件となっています。

《 苦 情 》

（単位：件）

平成 28 年													平成 27 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	2	0	0	1	0	1	0	2	0	2	0	8	17

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士や専門知識を有する有識者等である担当あっせん・調停委員が行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(1) 紛争仲介の新規申出件数

紛争仲介の新規申出件数は11件で、前年（27件）との比較では16件の減少（－59.3%）となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」9件で、「一任売買類型」と「無断売買類型」がそれぞれ1件となりました。

(3) 処理状況

新規申出件数（11 件）と前年からの係属件数（9 件）の合計 20 件のうち、終結した件数は 16 件でした。この 16 件のうち解決が 7 件、打切りが 8 件、取下げが 1 件でした。この結果、解決率※は 46.7%となりました。

※解決率＝解決件数 7 件／（終結件数 16 件－取下げ件数 1 件）

なお、平成 28 年 12 月末の係属件数は 4 件で、前年同期（9 件）に比べ 5 件減少しました。

《紛争仲介》

（単位：件、％）

区 分	平成 28 年	平成 27 年	対前年 増減率
新規申出件数	11	27	－59.3
前年（12 月末時点）係属件数	9	8	＋12.5
終結件数	16	26	－38.5
（解決）	(7)	(12)	(－41.7)
（打切り）	(8)	(12)	(－33.3)
（取下げ）	(1)	(2)	(－50.0)
12 月末時点係属件数	4	9	－55.6

4. 苦情等（苦情と紛争仲介直接申出の合計）

(1) 受付件数

苦情等受付件数は 15 件で、月間平均件数は 1.3 件でした。前年（38 件）との比較では 23 件の減少（－60.5%）となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が 12 件と最も多く、次いで「無断売買類型」が 1 件、「その他」は 2 件となっています。

《苦情等》

（単位：件）

平成 28 年													平成 27 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
0	5	0	1	1	1	1	1	3	0	2	0	15	38

文責：原田

VI. 日商協「相談・苦情・紛争仲介リーフレット」の作成、配布について

本会の相談センターでは、前述のとおり商品デリバティブ取引に係る相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めていますが、お客様の申し出られる相談機関は、身近な消費生活センター等の相談窓口であるなど、必ずしも本会の相談センターとは限りません。

そこで、相談センターを紹介する「相談・苦情・紛争仲介リーフレット」を作成し、国民生活センターをはじめ、全国各地の消費生活センター等の149か所の相談窓口に配付したほか、(株)東京商品取引所が情報発信基地として開設した「TOCOM スクエア」にも備え置きました。

〔リーフレット表〕

商品デリバティブ取引に関するご相談は
にしようきよう
日本商品先物取引協会(略称「日商協」)相談センターへ

日商協は、農林水産大臣並びに経済産業大臣の認可を受けた特別法人です。

相談センターは、公正中立な立場で商品デリバティブ取引に関するお客様からのお問い合わせ、ご相談にお答えするほか、苦情処理や紛争を解決するための仲介手続きを行っています。

- お問い合わせ・ご相談、苦情処理及び紛争仲介手続きの流れにつきましては、裏面をご覧ください。
- 貴金属、石油、農産物等の商品デリバティブ取引についてお取り扱いいたします。株式、投資信託、FXなどの金融商品はお取り扱いできません。
- お取引が終了した日から3年を経過したものなど、受け付けできない場合がありますので、詳しくはWEBサイトをご覧ください。
- 日商協の会員である商品先物取引業者や商品先物取引(仲介業者(以下「会員等」といいます。))の名称、連絡先等につきましては、WEBサイトをご覧ください。

詳しくはWEBサイトへ <https://www.nisshokyo.or.jp>

☎ 03-3664-6243
●受付日:月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●受付時間:午前9時～午後5時

☎ 03-3667-8256
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル6階

日本商品先物取引協会
CFAJ THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

〔リーフレット裏〕

● お問い合わせ、ご相談の流れ(無料)

1. 相談する
内容について相談員に詳しくお話しください。
●商品デリバティブ取引に関するご質問にお答えいたします。
●電話、FAX、WEB、郵送、ご来訪のいずれかの方法をお選びください。(表面参照)
(直接ご来訪の場合は事前にご連絡ください)
2. アドバイスを受ける
相談員がお電話でアドバイス等をいたします。

● 苦情処理の流れ(無料)

1. 苦情の内容を話す
苦情の内容を相談員にお話しください。
苦情の内容をお話しいただく際は、勧誘等の状況や取引経過等をよく整理していただいたうえで、具体的にお話しください。
2. 相談員が会員等に対して苦情内容を伝える
相談員はお伺いした苦情の内容を会員等に通知して調査を依頼します。
3. 調査結果の報告を受ける
会員等や相談員がお客様に調査結果を報告します。
相談員は、お客様及び会員等の双方から事情聴取を行い、苦情の解決の促進を図ります。

※紛争仲介は、苦情処理を経由せずに直接申し出ることができます。
また、苦情処理で解決できなかった場合も紛争仲介に申し出ることができます。

● 紛争仲介の流れ(有料)

1. 紛争仲介の申出をする 申出手数料を支払う
紛争仲介申出書を請求された際、相談員が紛争仲介制度についてご説明します。
紛争仲介申出書をご提出いただいた後、受理通知書を送付いたしますので、届いてから10日以内に申出手数料10,000円(消費税込)をお支払いいただきます。
2. 紛争仲介(あっせん・調停)に参加する
弁護士等のあっせん・調停委員が、お客様と会員等の双方から事情聴取を行います。
3. 紛争仲介の処理結果の通知を受ける
通常1～2回の話し合いにより、「解決(和解)」、「打ち切り」の対応がなされます。
●第2回目以降の話し合いには、1回ごとに期日手数料15,000円(消費税込)をお支払いいただきます。
●あっせん・調停委員が解決の見込みがないと判断した場合は打ち切りとなる場合があります。

2016.11

文責：原田

Ⅶ. 平成27年度（平成28年3月期）国内商品市場取引を行う会員29社の業務状況

本会では、定款の施行に関する規則第7条第1項第2号により、会員各社から商品先物取引法第224条第2項に基づく商品先物取引法施行規則第117条第1項第1号に規定する月次報告書を毎月提出していただいております。

本会会員である商品先物取引業者の業務形態は国内商品市場取引、外国商品市場取引及び店頭商品取引とありますが、この度、過半の会員が取り扱う国内商品市場取引¹の状況を把握する観点から、売買枚数、受取手数料、預り証拠金及び委託者数について月次報告書のデータを集計し、平成26年度（対象31社）と平成27年度（対象29社）の比較を行いました。

集計方法等について

1. 集計は翌月20日までに会員各社から提出された月次報告書（省令様式第12号）に基づいており、提出後に訂正のなされた数値は反映していない。
2. 集計のため、百万円単位未満を四捨五入している。

1. 売買枚数

	平成26年度 (平成26年4月～平成27年3月)	平成27年度 (平成27年4月～平成28年3月)	増減率
国内市場全体の売買枚数	46,028 千枚	53,118 千枚	15.4%
会員売買枚数(自己取引を含む)	41,929 千枚	50,807 千枚	21.2%
会員の占有率	91.1%	95.6%	—

※ 売買枚数は、期中で脱退した2社を含む31社の数値である。

【コメント】

- (1) 平成27年度は、平成26年度から市場全体の売買枚数で7,090千枚、会員売買枚数で8,878千枚増加しており、それぞれ15%以上増加しています。
- (2) 会員売買枚数の増加に伴い、会員の占有率も上昇し、95%を超えています。

2. 受取手数料

	平成26年度 (平成26年4月～平成27年3月)	平成27年度 (平成27年4月～平成28年3月)	増減率
会員の受取手数料の合計	31,201 百万円	26,053 百万円	▲16.5%
H26年度比 受取手数料増加会員	—	9 社	
H26年度比 受取手数料減少会員	—	18 社	

※1 受取手数料の合計は、期中で脱退した2社を含む31社の数値であるが、受取手数料の増加又は減少会員数は、脱退により比較ができない2社を除く27社を対象としている。

※2 受取手数料が百万円未満の2社は集計から除外している。

※3 受取手数料には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

※4 9月決算の会員は、決算期に合わせ平成25年10月～平成26年9月、平成26年10月～平成27年9月、12月決算の会員は平成27年4月～平成27年12月の額で集計した。

¹ 東京商品取引所の受託取引参加者及び取次者並びに大阪堂島商品取引所の受託会員及び取次業者の取引が該当します。

【コメント】

平成 27 年度は、売買枚数は増加しましたが、受取手数料は平成 26 年度から 51.5 億円減少しました。

3. 預り証拠金

	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末日現在)	増減率
会員の預り証拠金の合計	161,557 百万円	144,287 百万円	▲10.7%
H26 年度比 預り証拠金増加率 10%以上	—	4 社	
H26 年度比 預り証拠金±10%の範囲内	—	11 社	
H26 年度比 預り証拠金減少率 10%以上	—	14 社	

※ 預り証拠金には、国内商品市場取引のほか、外国商品市場取引を含んでいる場合がある。

【コメント】

- (1) 平成 27 年度は、売買枚数は増加しましたが、預り証拠金は平成 26 年度から 172.7 億円減少しました。
- (2) 対象の 29 社の預り証拠金については、増加率 10%以上の会員が 4 社であるのに対し、減少率 10%以上の会員は対象の 29 社の約半数にあたる 14 社となっています。

4. 委託者数

	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月末日現在)	平成 27 年度 (平成 28 年 3 月末日現在)	増減率
委託者数の合計	78,867 人	78,592 人	▲0.3%
実働委託者数	17,137 人	15,767 人	▲8.0%
稼働率（実働委託者数／委託者数）	21.7%	20.1%	—
H26 年度比 委託者数増加率 10%以上	—	4 社	
H26 年度比 委託者数±10%の範囲内	—	21 社	
H26 年度比 委託者数減少率 10%以上	—	4 社	

【コメント】

- (1) 委託者数の合計は平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 275 人、実働委託者数も同期間に 1,370 人減少していますが、それぞれの増減率をみると実働委託者数の減少率が大きいと言えます。
- (2) 対象の 29 社の委託者数の増減は、大半の会員が±10%の範囲内に収まっており、大きな増減変化は見られませんでした。

5. 総評（まとめ）

- (1) 平成 26 年度と平成 27 年度を比較すると、受取手数料については約 16.5%減少しています。
- (2) 売買枚数が増加しているにもかかわらず受取手数料が減少した主な理由としては、取引単

位の小さい商品の売買枚数が増加したことによる影響であると考えられます。

- (3) 委託者数も全体として横ばいでしたが、変動の大きい会員として 10%以上の増加が 4 社、減少した会員が 4 社ありました。平均稼働率は約 20%でしたが、インターネット取引を行う会員では平均よりも低い傾向が見られました。

文責：池嶋

VIII. 商品先物取引に関する委託者等の実態調査報告書の概要について

1. 「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」の実施の経緯と概要

平成 16 年の改正商品取引所法の国会審議において、4 月 14 日付けの衆議院経済産業委員会の附帯決議で「商品取引員の受託業務の実態を毎年調査し、公表するよう努めること。」とされました。

これを受け、主務省では、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が重要であるとの考えから、委託者アンケート調査を通じて一般委託者を対象とした商品取引の実態を調査・分析することとし、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上に資するため、その参考資料とすべく平成 18 年度から「商品先物取引に関する実態調査」を開始しました。

平成 24 年度の調査以降、平成 23 年 1 月 1 日に施行された商品先物取引法を踏まえて、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とともに、国内商品市場取引に関しては不招請勧誘規制の対象である通常取引と対象外である損失限定取引と区分して調査が行われています。

(1) 調査対象の顧客数及び業者数等

	顧 客			業 者	
	調査対象	回収結果	有効回答率	調査対象	回収結果
平成 18 年度	6,636 人	2,439 人	36.8%	78 社	77 社
平成 19 年度	5,277 人	1,978 人	37.5%	73 社	73 社
平成 20 年度	4,731 人	1,595 人	33.7%	53 社	52 社
平成 21 年度	3,742 人	1,258 人	33.6%	39 社	39 社
平成 22 年度	2,878 人	976 人	33.9%	33 社	33 社
平成 23 年度	8,661 人	1,642 人	19.0%	58 社	58 社
平成 24 年度	7,577 人	1,506 人	19.9%	57 社	57 社(注)
平成 25 年度	9,783 人	2,099 人	21.5%	55 社	55 社(注)
平成 26 年度	9,741 人	1,815 人	18.6%	50 社	50 社(注)
平成 27 年度	10,800 人	1,977 人	18.3%	47 社	47 社

(注)平成 24 年度は 57 社中 2 社が、平成 25 年度は 55 社中 3 社が、平成 26 年は 50 社中 3 社が業務休止等との回答である。

(2) 平成 27 年度の調査項目別の調査対象数及び回答状況

●調査対象者の抽出方法

平成 27 年 12 月 1 日時点において口座を開設し、平成 27 年中（平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 1 日までの間）に商品先物取引を行った委託者のうち、法人等を除き、以下の条件で調査対象者を抽出した。

- ①国内商品市場取引（損失限定取引）：全委託者
- ②外国商品市場取引：全委託者（①を除く）
- ③店頭商品デリバティブ取引：委託者のコード番号の下一桁が「0」、「2」、「4」、「6」の委託者（①、②を除く）
- ④国内商品市場取引（通常取引）：委託者のコード番号の下一桁が「7」、「8」及び「9」の委

託者（①から③を除く）

●調査の時期

委託者アンケート：平成 28 年 1 月 5 日～同年 1 月 23 日

調 査 項 目	調査対象数	有効回答数	回答率
①国内商品市場取引（通常取引）	5,527 人	1,369 人	24.8%
②国内商品市場取引（損失限定取引）	523 人	124 人	23.7%
③外国商品市場取引	180 人	24 人	13.3%
④店頭商品デリバティブ取引	4,570 人	460 人	10.1%

なお、平成 18 年度からの 10 回分の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」は、以下のとおり主務省のホームページに掲載されています。

●農林水産省ホームページ

「商品先物取引関係資料」の「商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/cftdata.html#research>

●経済産業省ホームページ

「調査・統計」の「・商品先物取引に関する実態調査の結果について」

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

2. 「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」の結果

本調査の主要な項目について、国内商品市場取引（通常取引及び損失限定取引）、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引の平成 23 年からの 5 年間の調査結果を整理しました。

(1) 年 齢（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	29 歳 以下	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳 以上	不 明
平成 23 年	1.0	6.2	16.2	25.6	32.1	14.1	3.7	0.8
平成 24 年	0.4	4.6	13.6	23.0	34.6	12.7	4.3	6.7
平成 25 年	0.4	4.8	13.6	22.5	31.9	18.5	3.8	4.4
平成 26 年	0.3	5.1	16.1	21.5	32.4	19.1	3.6	2.0
平成 27 年	0.4	3.9	12.9	23.7	33.2	19.8	4.2	1.8

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	4.7	14.0	19.8	17.4	29.1	8.7	0.0	6.4
平成 24 年	1.6	12.5	12.0	22.9	36.5	9.4	0.5	4.7
平成 25 年	0.6	9.6	19.2	24.3	35.6	10.2	0.0	0.6
平成 26 年	3.0	9.0	20.3	25.6	36.1	6.0	0.0	0.0
平成 27 年	0.0	13.7	25.8	19.4	36.3	4.8	0.0	0.0

③外国商品市場取引

平成 23 年	0.0	26.2	33.3	16.7	14.3	7.1	0.0	2.4
平成 24 年	0.0	12.5	37.5	20.8	25.0	0.0	0.0	4.2
平成 25 年	3.6	7.1	32.1	35.7	14.3	0.0	0.0	7.1
平成 26 年	3.0	15.2	33.3	33.3	3.0	6.1	3.0	3.0
平成 27 年	0.0	20.8	20.8	16.7	12.5	8.3	0.0	20.8

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	12.9	28.1	27.1	16.3	11.8	2.8	0.0	0.9
平成 24 年	8.8	28.6	24.5	19.3	10.8	1.9	0.0	6.1
平成 25 年	10.6	28.1	27.5	18.3	13.0	1.3	0.2	0.9
平成 26 年	6.4	22.7	30.2	21.7	13.1	4.1	0.2	1.7
平成 27 年	9.8	25.7	30.2	20.0	10.9	2.4	0.0	1.1

- 国内商品市場取引・通常取引、損失限定取引とも、「60 歳代」が最も多く、「50 歳代」と合わせた年代が主力となっている。
- 外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とも、「40 歳代」が最も多くなっており、外国商品市場取引では「50 歳代」と合わせた年代が、店頭商品デリバティブ取引では「30 歳代」と合わせた年代が主力となっている。

(2) 年 収 (単位：%)

①国内商品市場取引・通常取引

	300 万円 未満	500 万円 未満	700 万円 未満	1 千万円 未満	2 千万円 未満	3 千万円 未満	3 千万円 以上	不 明
平成 23 年	23.8	24.6	19.0	13.6	11.2	2.7	1.1	3.9
平成 24 年	22.3	25.6	18.3	13.7	9.9	0.6	1.1	8.4
平成 25 年	23.2	24.3	16.0	15.4	11.1	1.6	1.3	7.0
平成 26 年	22.6	25.6	16.3	14.5	11.3	3.5	1.6	4.6
平成 27 年	23.7	27.7	15.2	16.8	9.1	2.0	1.8	3.9

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	15.7	28.5	19.2	15.1	12.2	1.7	1.2	6.4
平成 24 年	14.1	19.8	20.3	17.2	17.7	3.1	1.6	6.3
平成 25 年	16.9	25.4	22.0	22.0	10.2	1.1	1.1	1.1
平成 26 年	15.0	26.3	19.5	21.8	12.0	3.0	1.5	0.8
平成 27 年	10.5	21.0	20.2	26.6	16.1	2.4	2.4	0.8

③外国商品市場取引

平成 23 年	16.7	28.6	16.7	11.9	21.4	2.4	0.0	2.4
平成 24 年	16.7	25.0	33.3	16.7	0.0	0.0	4.2	4.2
平成 25 年	10.7	25.0	25.0	10.7	7.1	7.1	7.1	7.1
平成 26 年	21.2	24.2	12.1	12.1	18.2	3.0	6.1	3.0
平成 27 年	8.3	25.0	12.5	8.3	12.5	8.3	4.2	20.8

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	29.7	25.5	20.1	13.7	7.5	1.2	0.8	1.6
平成 24 年	29.9	26.2	16.2	11.2	7.4	0.8	0.5	7.6
平成 25 年	27.0	27.3	20.9	13.4	7.2	2.0	0.7	1.5
平成 26 年	29.8	27.3	16.2	12.0	7.7	2.4	1.3	3.3
平成 27 年	23.7	30.2	20.7	12.6	7.6	2.0	1.1	2.2

- 国内商品市場取引・通常取引は、「300 万円未満」、「300 万円以上 500 万円未満」がそれぞれ 20%台で推移し、2 つ合わせると 5 割前後を占めている。損失限定取引では、「300 万円以上 500 万円未満」、「500 万円以上 700 万円未満」、「700 万円以上 1 千万円未満」が 20%前後で推移している。
- 外国商品市場取引は、「300 万円以上 500 万円未満」が 25%前後で推移し、「500 万円以上 700 万円未満」と合わせた年収が主力となっている。店頭商品デリバティブ取引は、「300 万円未満」、「300 万円以上 500 万円未満」がそれぞれ 30%前後で推移し、2 つ合わせると 5 割半ばを占めている。

(3) 商品先物取引の累積経験期間（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	1 か月 未 満	3 か月 未 満	6 か月 未 満	1 年 未 満	3 年 未 満	5 年 未 満	10 年 未 満	10 年 以 上	不 明
平成 23 年	0.8	1.7	2.8	5.1	16.7	18.1	22.8	31.7	0.4
平成 24 年	0.3	1.7	3.0	6.2	14.4	15.7	28.8	29.8	0.1
平成 25 年	0.5	1.6	4.2	5.0	13.6	13.8	26.4	34.8	0.1
平成 26 年	0.2	1.2	2.4	4.3	12.7	14.6	27.3	37.1	0.3
平成 27 年	0.1	1.7	2.2	4.8	12.7	12.5	24.3	41.4	0.3

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	7.0	26.2	21.5	22.1	11.6	4.1	4.1	2.9	0.6
平成 24 年	4.2	19.3	26.6	24.0	14.6	4.7	4.2	2.6	0.0
平成 25 年	2.3	16.9	15.8	25.4	26.6	6.8	2.3	3.4	0.6
平成 26 年	2.3	20.3	15.0	22.6	26.3	4.5	5.3	3.0	0.8
平成 27 年	4.0	22.6	13.7	18.5	29.8	6.5	2.4	1.6	0.8

③外国商品市場取引

平成 23 年	2.4	2.4	11.9	14.3	16.7	7.1	21.4	23.8	0.0
平成 24 年	0.0	4.2	12.5	4.2	29.2	25.0	12.5	12.5	0.0
平成 25 年	3.6	0.0	3.6	14.3	25.0	17.9	21.4	14.3	0.0
平成 26 年	3.0	0.0	3.0	12.1	39.4	9.1	9.1	24.2	0.0
平成 27 年	4.2	4.2	4.2	12.5	25.0	8.3	12.5	29.2	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	3.4	5.3	7.6	17.3	37.5	15.1	6.4	6.7	0.8
平成 24 年	2.5	4.2	4.2	16.9	41.5	16.8	8.8	4.2	0.8
平成 25 年	3.3	3.5	6.4	11.0	36.7	19.3	11.6	7.0	1.3
平成 26 年	1.5	3.3	5.7	8.3	35.5	21.7	14.4	8.8	0.7
平成 27 年	2.6	5.0	5.4	16.1	32.8	14.8	13.9	8.3	1.1

- 国内商品市場取引・通常取引は、「10 年以上」、「5 年以上 10 年未満」の順に多く、2 つ合わせると平成 25 年以降は 60%を超えている。損失限定取引では、導入初年度の平成 23 年は「1 か月以上 3 か月未満」、平成 24 年は「3 か月以上 6 か月未満」、平成 25 年以降は「1 年以上 3 年未満」が最も多くなっている。
- 外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は、「1 年以上 3 年未満」が中心となっている。

(4) 現在の業者と取引をしているきっかけ（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	電話勧誘	訪問勧誘	文書の送付	新聞等の広告	セミナー・講演 会等	友人・知人に勧められて	インターネット 経由	自分から連絡	その他	不明
平成 23 年	27.6	16.6	1.0	5.4	3.9	5.6	20.9	10.4	4.1	4.5
平成 24 年	24.7	13.7	1.1	9.4	4.1	6.0	18.7	11.0	5.3	5.7
平成 25 年	23.9	12.9	1.4	4.8	3.9	7.6	22.2	12.7	3.7	6.9
平成 26 年	23.1	13.6	0.9	5.0	4.4	7.1	23.1	13.3	5.1	4.5
平成 27 年	24.2	14.4	1.0	4.7	4.5	7.5	21.7	12.9	3.9	5.1

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	62.2	29.1	1.7	0.6	2.3	2.9	1.2	2.9	0.6	0.0
平成 24 年	56.8	35.4	3.6	1.6	5.2	1.6	1.0	1.0	1.6	2.6
平成 25 年	58.8	26.0	1.1	0.0	4.5	4.0	1.1	1.7	1.1	1.7
平成 26 年	55.6	24.1	2.3	0.8	6.0	3.8	1.5	1.5	0.0	4.5
平成 27 年	53.2	37.9	0.8	0.0	1.6	0.8	0.0	0.8	1.6	3.2

③外国商品市場取引

平成 23 年	4.8	4.8	0.0	2.4	0.0	2.4	64.3	11.9	7.1	2.4
平成 24 年	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	75.0	8.3	8.3	0.0
平成 25 年	3.6	0.0	3.6	0.0	0.0	0.0	64.3	14.3	7.1	7.1
平成 26 年	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	0.0	63.6	24.2	6.1	0.0
平成 27 年	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	66.7	20.8	4.2	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	6.4	0.2	0.8	4.0	1.9	4.5	69.2	7.8	1.2	4.0
平成 24 年	6.1	0.7	0.5	5.1	1.9	4.2	72.1	5.1	1.7	2.7
平成 25 年	5.9	0.6	0.2	2.8	0.4	5.7	71.6	7.7	1.8	3.5
平成 26 年	6.1	1.1	0.6	3.5	1.1	2.6	71.6	9.6	0.6	3.3
平成 27 年	2.2	1.3	0.2	3.3	1.7	3.3	73.9	8.0	2.0	4.1

- 国内商品市場取引・通常取引は、「電話勧誘」、「インターネット経由」がそれぞれ概ね 20％台で推移している。損失限定取引では、「電話勧誘」が平成 23 年から減少しているものの、50％台を維持し、「訪問勧誘」が 20％以上で続いている。
- 外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引は、「インターネット経由」が最も多く、前者では 6 割を、後者では 7 割を超える水準となっている。

(5) 商品先物取引を始めるにあたっての仕組みの理解（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	十分理解した	ある程度理解した	ほとんど理解できなかった	まったく理解できなかった	不 明
平成 23 年	26.8	65.2	4.8	0.6	2.5
平成 24 年	27.2	64.9	5.9	0.4	1.6
平成 25 年	26.5	63.8	5.1	0.4	4.2
平成 26 年	27.4	64.6	5.1	0.5	2.4
平成 27 年	23.2	69.0	4.3	0.9	2.6

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	18.6	74.4	4.1	0.0	2.9
平成 24 年	19.8	70.3	4.7	1.0	4.2
平成 25 年	19.8	70.1	6.2	1.1	2.8
平成 26 年	21.8	68.4	7.5	0.0	2.3
平成 27 年	15.3	70.2	12.1	0.8	1.6

③外国商品市場取引

平成 23 年	33.3	61.9	0.0	4.8	0.0
平成 24 年	25.0	66.7	0.0	0.0	8.3
平成 25 年	28.6	64.3	0.0	3.6	3.6
平成 26 年	51.1	45.5	3.0	0.0	0.0
平成 27 年	45.8	54.2	0.0	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	31.6	62.8	2.8	1.6	1.2
平成 24 年	33.3	57.5	4.9	1.4	2.9
平成 25 年	30.8	60.6	5.7	0.6	2.4
平成 26 年	30.2	62.6	4.4	0.9	1.8
平成 27 年	27.0	64.6	4.1	1.7	2.6

- 「十分理解した」と「ある程度理解した」の合計は、平成 23 年から国内商品市場取引・通常取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とも 90％台を維持している。一方、損失限定取引は、平成 23 年から平成 26 年まで概ね 90％台であったが、平成 27 年は 85.5％となっている。

(6) 商品先物取引を経験したことに満足しているか（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	大いに満足	満 足	どちらとも いえない	不 満	大いに不満	不 明
平成 23 年	12.6	27.6	36.6	12.2	10.2	0.8
平成 24 年	7.6	26.2	39.8	9.4	13.7	3.3
平成 25 年	6.6	26.9	43.1	9.6	12.2	1.6
平成 26 年	7.3	30.7	41.0	9.4	9.5	2.2
平成 27 年	5.9	26.7	40.0	11.9	13.6	2.0

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	4.7	16.3	42.4	19.8	16.3	0.6
平成 24 年	3.1	29.7	40.6	14.6	10.4	1.6
平成 25 年	1.1	19.2	49.7	16.4	11.3	2.3
平成 26 年	0.8	19.5	54.1	11.3	9.8	4.5
平成 27 年	0.0	8.9	41.1	23.4	25.8	0.8

③外国商品市場取引

平成 23 年	26.2	45.2	21.4	4.8	2.4	2.4
平成 24 年	45.8	25.0	16.7	12.5	0.0	0.0
平成 25 年	7.1	42.9	46.4	0.0	0.0	3.6
平成 26 年	30.3	24.2	30.3	6.1	6.1	3.0
平成 27 年	20.8	45.8	30.3	4.2	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	23.2	39.4	28.9	4.7	2.8	1.1
平成 24 年	23.4	41.3	25.7	4.2	3.7	1.7
平成 25 年	13.4	40.7	37.1	5.0	2.0	1.8
平成 26 年	11.6	41.6	37.0	4.6	4.6	0.6
平成 27 年	13.7	40.4	38.9	2.6	3.0	1.3

○ 「大いに満足」と「満足」の合計は、平成 23 年から外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引が 50%を超えている。一方、国内商品市場取引・通常取引が概ね 30%台で推移しているのに対し、損失限定取引では概ね 20%台で推移していたものの、平成 27 年は 8.9%まで落ち込んでいる。

○ 「大いに不満」と「不満」の合計は、店頭商品デリバティブ取引は平成 23 年から一桁台で推移し、外国商品市場取引も 10%前後で推移している。一方、国内商品市場取引・通常取引、損失限定取引とも概ね 20%前後で推移しているが、平成 27 年の損失限定取引は 49.2%と大幅に増加している。

(7) 業者に対する不満（単位：％）

①国内商品市場取引・通常取引

	外務員の説明・アドバイスが不十分	サービス・情報提供が不十分	態度が横柄	預託金や利益金の返還が遅い	担当外務員と連絡がとれないことが多い	特に不満はない	その他	不明
平成 23 年	18.1	18.7	3.2	2.4	2.2	59.7	8.0	4.3
平成 24 年	14.9	14.2	3.4	2.6	2.4	62.8	13.2	2.7
平成 25 年	13.0	13.2	2.8	1.3	1.9	66.0	10.5	3.6
平成 26 年	12.8	16.0	1.4	0.9	2.0	65.2	9.3	3.6
平成 27 年	16.4	17.3	2.2	1.5	1.5	62.7	9.5	3.4

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 23 年	23.8	23.8	4.1	4.1	4.1	51.2	14.0	0.6
平成 24 年	11.5	10.9	1.0	0.0	1.0	68.2	7.8	3.6
平成 25 年	18.6	19.8	1.7	1.1	3.4	59.3	11.3	4.5
平成 26 年	16.5	15.8	2.3	0.8	2.3	63.9	10.5	1.5
平成 27 年	27.4	21.0	4.8	3.2	4.8	43.5	16.1	3.2

③外国商品市場取引

平成 23 年	2.4	14.3	7.1	7.1	4.8	69.0	11.9	2.4
平成 24 年	8.3	12.5	4.2	4.2	0.0	66.7	8.3	8.3
平成 25 年	3.6	7.1	0.0	0.0	0.0	60.7	25.0	3.6
平成 26 年	0.0	9.1	0.0	6.1	3.0	75.8	12.1	3.0
平成 27 年	0.0	20.8	4.2	0.0	0.0	62.5	20.8	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 23 年	3.6	8.2	2.0	4.0	0.6	75.9	8.2	3.7
平成 24 年	4.1	5.6	1.7	3.6	1.0	73.9	9.8	4.4
平成 25 年	2.6	8.8	1.7	2.2	1.3	73.0	7.9	5.1
平成 26 年	3.7	7.6	0.7	2.0	1.1	73.5	9.6	4.8
平成 27 年	3.3	9.3	1.1	2.4	1.1	72.2	9.1	6.7

- 「特に不満はない」については、店頭商品デリバティブ取引が 70%以上を、外国商品市場取引が 60%以上を、国内商品市場取引・通常取引が 60%前後で推移していた。一方、損失限定取引も概ね 60%前後で推移していたものの、平成 27 年は 43.5%まで減少している。
- 複数ある不満の理由では、国内商品市場・通常取引、損失限定とも、平成 23 年から「外務員の説明・アドバイスが不十分」と「サービス・情報提供が不十分」が 10%から 20%台で推移している。外国商品市場取引では「サービス・情報提供が不十分」が平成 23 年、24 年、27 年と 10%を超えたものの、それ以外の項目では店頭商品デリバティブ取引とともに一桁台の低い水準となっている。

(8) 取引継続の意向（単位％）

①国内商品市場取引・通常取引

	継続したい	止めたい	どちらともいえない	不 明
平成 24 年	54.9	16.3	24.6	4.1
平成 25 年	53.9	16.5	26.7	2.9
平成 26 年	59.2	12.9	25.4	2.4
平成 27 年	49.7	18.0	30.3	2.0

②国内商品市場取引・損失限定取引

平成 24 年	31.8	26.0	40.6	1.6
平成 25 年	31.1	24.3	42.9	1.7
平成 26 年	30.1	19.5	47.4	3.0
平成 27 年	15.3	42.7	41.1	0.8

③外国商品市場取引

平成 24 年	79.2	8.3	12.5	0.0
平成 25 年	75.0	0.0	21.4	3.6
平成 26 年	63.6	15.2	18.2	3.0
平成 27 年	95.8	4.2	0.0	0.0

④店頭商品デリバティブ取引

平成 24 年	66.0	9.6	22.8	1.5
平成 25 年	64.2	8.1	25.9	1.8
平成 26 年	65.9	8.7	24.9	0.6
平成 27 年	65.7	7.8	24.3	2.2

- 「継続したい」については、調査を始めた平成 24 年から外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引とも 60%を超えており、外国商品市場取引では平成 27 年に 95.8%に達している。一方、国内商品市場取引・通常取引は 50%台で、損失限定取引は 30%台で推移していたが、平成 27 年に損失限定取引が 15.3%まで減少している。
- 「止めたい」は、外国商品市場取引で平成 26 年に 15.2%となったものの、それ以外では店頭商品デリバティブ取引とともに一桁台となっている。一方、国内商品市場取引・通常取引が 10%台で推移しているのに対し、損失限定取引は 20%前後で推移していたものの、平成 27 年は 42.7%に増加している。

文責：登内

IX. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

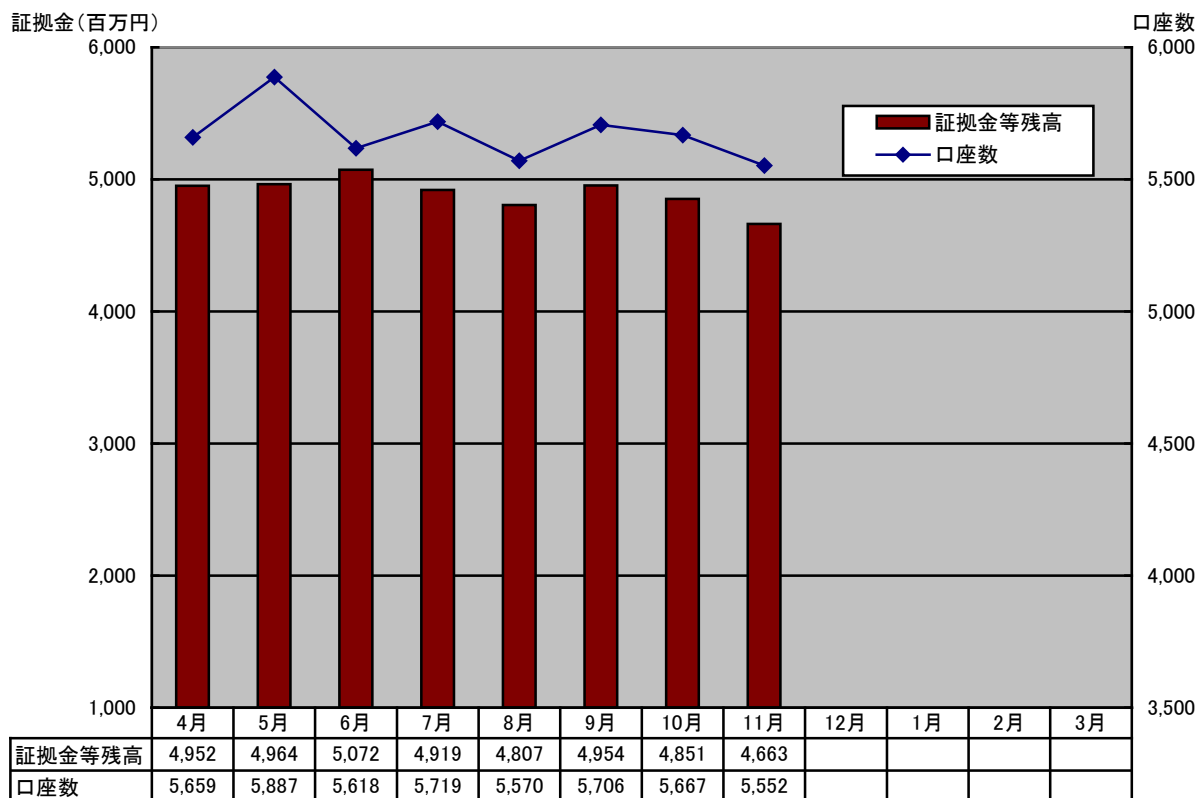
年度		商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)
		全体	国内取引 社数						
H17 年度		—	86	215,489	1,514	182,145	12,055	223,839	385
H18 年度		—	79	170,133	1,080	141,951	9,678	153,760	279
H19 年度		—	70	142,141	661	114,494	6,926	113,659	286
H20 年度		—	49	92,623	415	63,641	4,801	62,128	195
H21 年度		—	37	68,518	447	44,990	3,511	48,420	100
H22 年度		53	33	63,570	393	44,654	2,788	44,236	55
H23 年度		59	33	65,818	394	50,662	2,409	46,222	66
H24 年度		56	32	56,227	391	47,185	2,314	43,174	48
H25 年度		51	32	48,377	265	43,571	2,308	34,370	40
H26 年度		49	31	46,028	337	41,929	2,277	31,400	27
H27 年度		47	29	53,118	392	50,025	2,141	26,795	35
	4 月	47	29	4,741	392	4,448	2,106	2,296	1
	5 月	47	29	4,263	410	4,004	2,207	2,055	1
	6 月	46	28	5,192	422	4,847	2,214	2,604	1
	7 月	46	28	5,001	416	4,650	2,188	2,584	1
	8 月	46	28	4,021	546	3,669	2,167	2,052	1
	9 月	46	28	3,510	575	3,254	2,152	1,740	3
	10 月	45	28	3,438	561	3,258	2,135	1,741	0
	11 月	45	28	4,979	565	4,748	2,129	2,256	2
H28 年度				35,145		32,877		17,328	10
前年 4～11 月比				105.0%		104.6%		98.0%	43.5%

- 1) 商先業者数、国内市場取引組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成 23 年 1 月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

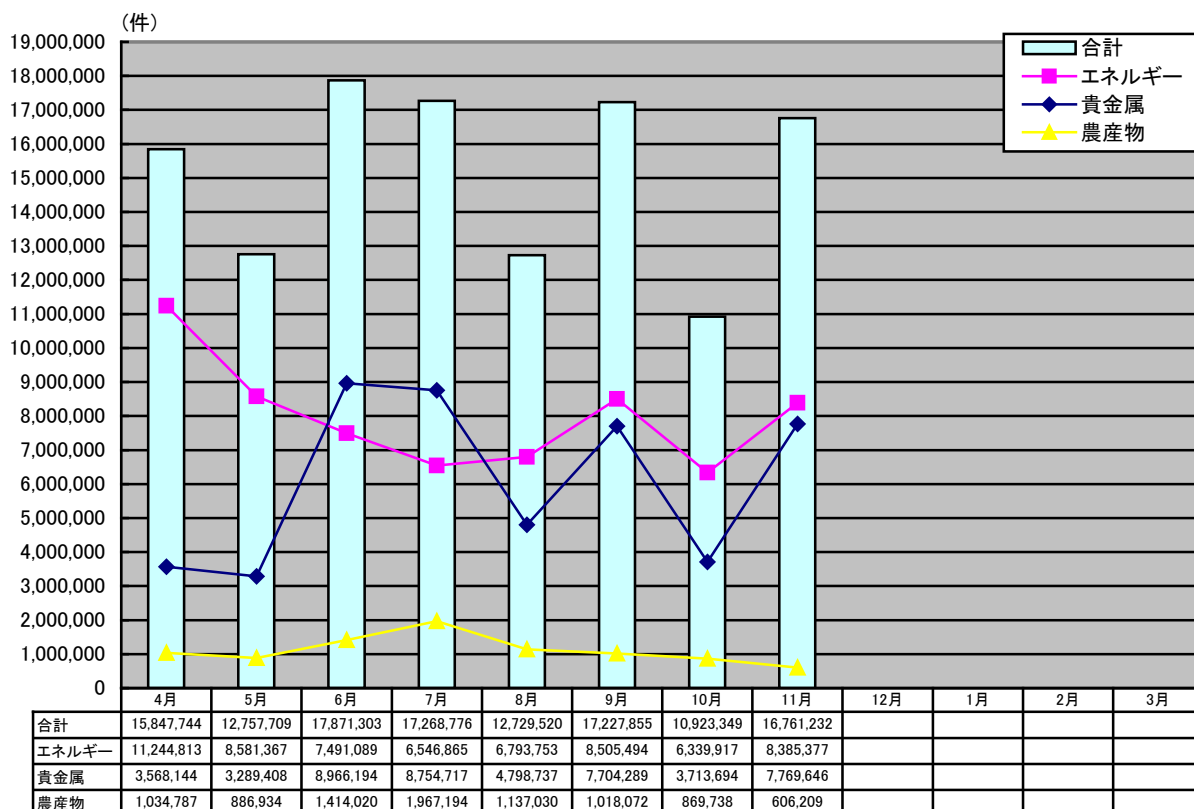
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取引組高は平成 19 年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20 年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品C F D取引の状況

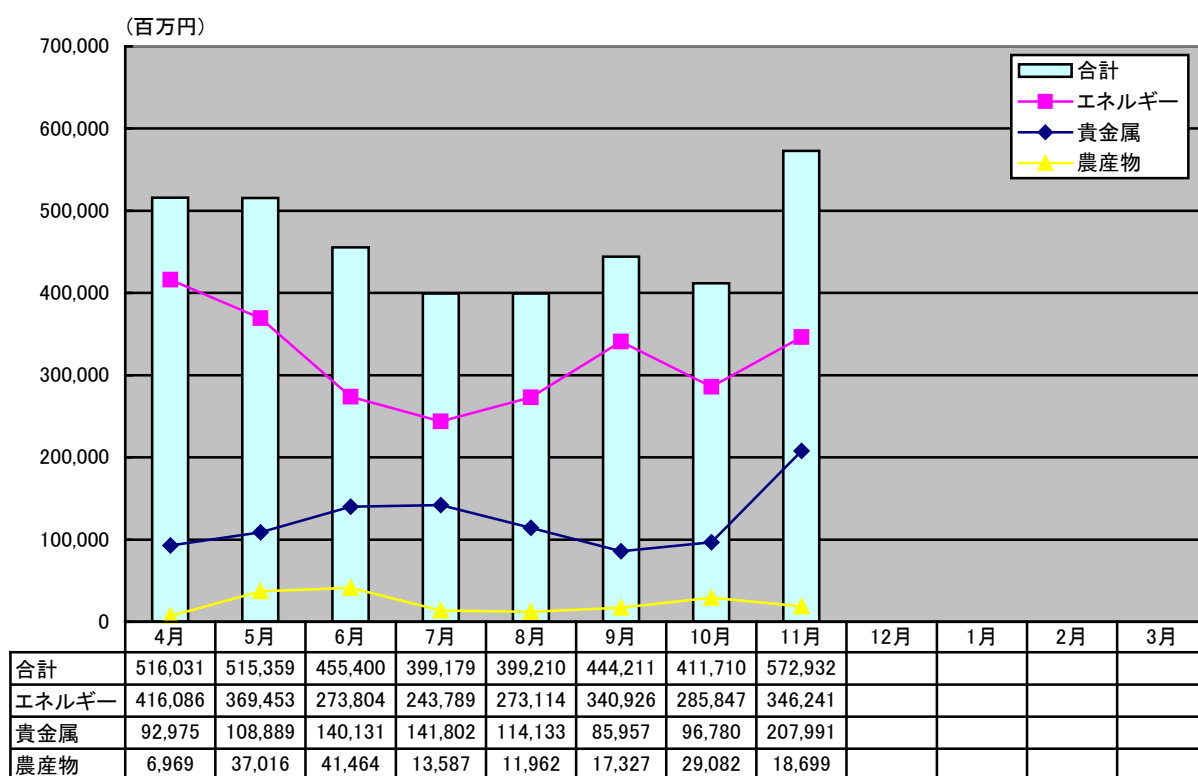
(1) 2016（平成28）年度 月末証拠金等残高と口座数



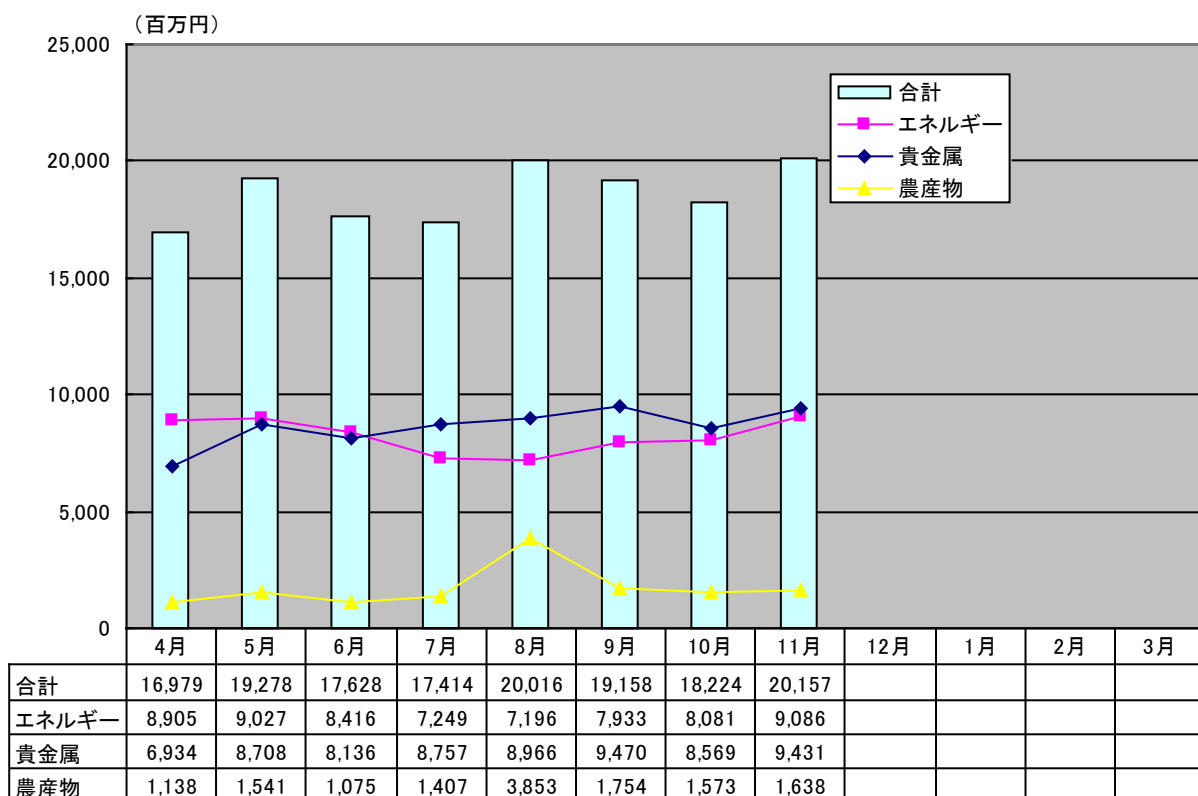
(2) 2016（平成28）年度 月間取引件数



(3) 2016（平成28）年度 月間取引金額



(4) 2016（平成28）年度 月末建玉残高



3. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22-27 年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187
平成 27 年度	31,803	2,277	187	2,911	280	40	472	471	0	2,249	416	59	32,465	2,141	168

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 28 年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	32,465	2,141	168	90	7	0	22	22	0	383	42	13	32,172	2,106	155
5 月	32,172	2,106	155	233	127	1	26	26	0	242	26	0	32,163	2,207	156
6 月	32,163	2,207	156	425	34	15	37	37	0	102	27	4	32,486	2,214	167
7 月	32,486	2,214	167	283	12	0	162	162	0	191	38	11	32,578	2,188	156
8 月	32,578	2,188	156	633	7	1	7	6	0	199	28	3	33,012	2,167	154
9 月	33,012	2,167	154	117	13	1	9	9	0	134	28	4	32,995	2,152	151
10 月	32,995	2,152	151	76	12	1	6	6	0	579	29	2	32,492	2,135	150
11 月	32,492	2,135	150	142	17	0	19	19	0	109	23	2	32,525	2,129	148
12 月	32,525	2,129	148	110	18	1	22	22	0	137	31	3	32,498	2,116	146
1 月															
2 月															
3 月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 28 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	2	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	0	0
250 名以上 300 名未満	1	1
200 名以上 250 名未満	2	1
150 名以上 200 名未満	1	1
100 名以上 150 名未満	6	6
50 名以上 100 名未満	6	5
25 名以上 50 名未満	8	6
10 名以上 25 名未満	10	7
10 名未満	7	1
合 計	45	28
外務員総数(名)	32,352	2,116

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 30,029 名であり、全体の 92.8%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 28 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (136 名)
10 名未満	2
合 計	3
外務員総数(名)	146

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[\(株\)東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
(株)日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

(株)東京商品取引所 [（先物・オプション入門）](http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html)
<http://www.tocom.or.jp/jp/guide/nyumon/index.html>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
〃（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>

日本商品先物取引協会

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>